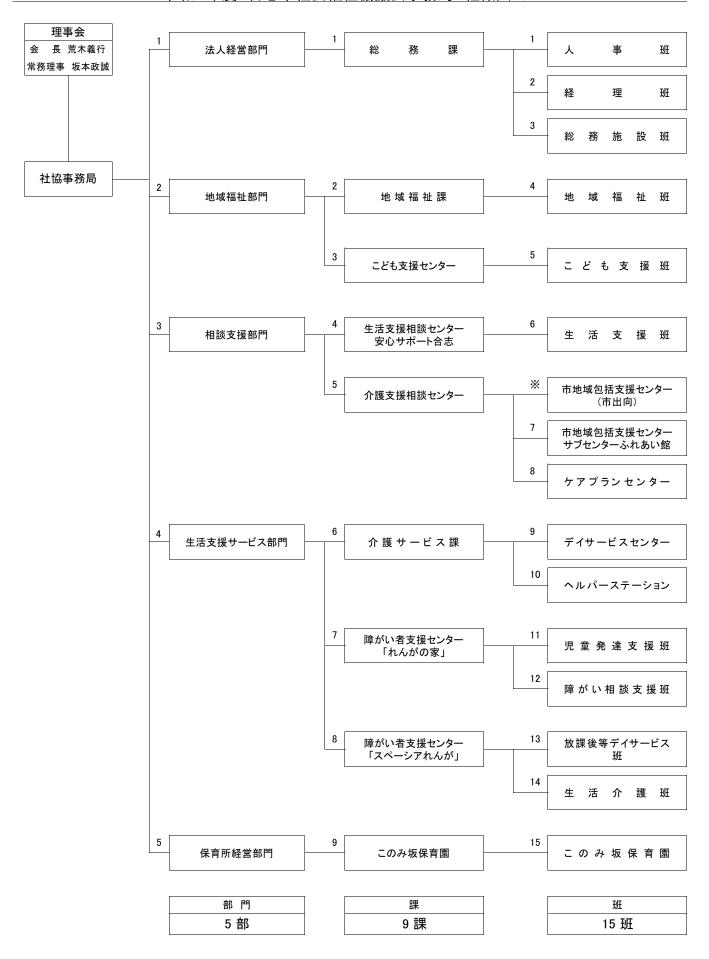
令和4年度事業計画書

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会

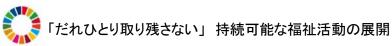
目 次

事務月	
基本之	方針、重点活動・目標2
各課	事業計画書(案)
(1)	総務課
	人事班、経理班3
	総務施設班4
(2)	地域福祉課
	地域福祉班5~6
(3)	こども支援センター
	こども支援班7
(4)	生活支援相談センター
	生活支援班8
(5)	介護支援相談サポートセンター
	サブセンターふれあい館、ケアプランセンター9
(6)	介護サービス課
	デイサービスセンター10
	ヘルパーステーション11
(7)	障がい者支援センター「れんがの家」
	障がい相談支援班、児童発達支援班12~13
(8)	障がい者支援センター「スペーシアれんが」
	放課後等デイサービス班、生活介護班14~15
(9)	このみ坂保育園16
社訓•	・目指す職員像17~18

令和4年度 合志市社会福祉協議会事務局 組織図



基本理念『やさしくて穏やかな福祉社会の創造』



1 基本方針

令和2年1月に感染確認された新型コロナウィルスは何度も変異を繰り返しており、社会的・経済的な営みは大きく制限され市民生活に多大な影響を与えています。また、自宅にいながらほしいものが手に入る便利な時代となり、感染症対策のための「新しい生活様式」と相まって、ますます人と人とのつながりが希薄になっています。

国が掲げる「地域共生社会」の実現に向けて、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が施行されました。この合志市で活動する様々な機関や業種の方々が、それぞれの得意分野を生かし、協力体制を築いて市民生活の困りごとを少しでも解決できるように働きかける事業であり、社会福祉協議会もその中心で役割を担うことが求められています。

地域のなかにある様々な社会資源と連携を図ることで、合志市に暮らすすべての方が持続可能な生活を営むことができるように、また、コロナ収束後を見据え多くの市民の方が活躍できるよう福祉活動を展開してまいります。

2 重点活動・目標

- (1) 第4期(令和5年~令和9年)合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定
- ・ 地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示す行政計画「地域福祉計画」と 地域福祉を推進するための活動・行動計画である社協「地域福祉活動計画」を市と協働し て策定します。
- (2)「断らない」ことをモットーとした丁寧な支援
- ・ 市民の困りごとは、属性や対象者像による縦割りではなく、地域で普通に暮らすことを支えるため社内各課のネットワークを生かし、「断らない」ことをモットーとした丁寧な支援に努めます。
- (3) 社協の特徴を生かした包括的な支援体制の構築
- ・ 生活の困りごとを少しでも解決できるよう、様々な機関や業種の方々が参画する公益活動 推進プラットホーム(本会主催)の連携、活動強化に努めます。
- (4) 地域包括支援センター運営の強化
- ・ 市直営である地域包括支援センター班とのさらなる連携を深めるため、担当課を設置し、地域福祉課等との協働体制を強化して、社協の強みを生かした活動を展開します。
- (5) 障がい者とその家族を支援する「通いの場」の整備
- ・ 障がいがある人が、いつまでも住み慣れた自宅で暮らしを営むことができるように、その家 族が介護を理由に仕事をあきらめることがないように、その実現に向けた「通いの場」の整備 に取り組みます。
- (6)情報通信技術(ICT)の活用研究
- ・ 業務の効率化、社内連携、機密情報の保護につながるよう、本会の事務事業に合わせた 情報通信技術の導入に向けてコンサルティングを活用します。

担 当 課	班
総務課	人事班•経理班

1 課(班)の業務方針

本会は、地域福祉事業をはじめ児童福祉事業、高齢者福祉事業、介護保険事業、障害者総合支援事業 といった社会福祉制度を横断する事業を手掛けている。人員配置基準や施設整備等の運営体制について は制度毎に異なるため、社内規則の適正性を検証しつつ充実強化を図っていく。

また、福祉従事者の処遇については、産業別にみると相対的に低い現状が指摘されており、処遇改善を 図る取組が行われている。そこで、引き続き財務状況や職員間の処遇バランスを検証して、本会にふさわし い処遇改善の実施に努める。

令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の蔓延予防を徹底し、職員が安心して過ごせる環境づくり、働きがいのある職場づくりを目指す。

また、借用物件や指定管理施設での事業のあり方を再評価し、事業が継続できる拠点整備とともに、それを支える事務局の体制強化に努める。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 事務局編成の推進(サービスの質の維持・向上、法令・社内規則の遵守の徹底、情報の共有と連携を促し、法人全体のガバナンス強化を図る。)
- (2) 人事考課制度の再構築を行い、関連規則の改正
- (3) 職場内のデジタル化に向けた計画の策定及び実施
- (4) 職員の処遇改善加算取得に係る関連規則の改正

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 財務内容の再評価(内部留保の適正化、安全性、収益性の改善等)
- (2) 人員配置計画に基づく人材確保と定着支援
- (3) 職場における感染症予防対策及び管理方法の推進

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 理事会、評議員会、監査の実施
- (2) 事業計画、予算の策定
- (3) 事業報告、決算報告
- (4) 人事、労務管理
- (5) 財務管理、予算管理、登記事務、契約管理
- (6) 施設整備
- (7) システム・ネットワーク管理ほか

5 廃止、縮小する事務事業

担 当 課	班
総務課	総務施設班

1 課(班)の業務方針

【指定管理施設管理運営基本方針:合志市保健福祉センターふれあい館,合志市老人憩の家】

- (1) 合志市の公共施設を安全で安心して利用できる施設としての管理体制強化を行う。両施設ともに、竣工 から20年超を迎えており、経年による施設、設備の老朽化にて故障や不具合が発生している。「合志市 の貴重な財産を長期間利活用する」ことに留意した、施設管理に努め、利用市民の利便性を図る。
- (2) ふれあい館は本会の福祉活動の中心拠点であり、変化する事業展開に対応可能な拠点整備を図る。
- (3) 老人憩の家は入浴設備の経年劣化によるレジオネラ属菌発生リスクが年々増加している。清掃と消毒を徹底し、リスク軽減に努め、維持管理を行う。また、「介護予防の拠点」として、利用者自らが自立した生活の実現に向けて、活動参加の機会を創出し、高齢者の健康づくりと介護予防を支援する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の新種の変異株出現による、幾度の流行を見据えて、日常的に感染予防ができる環境整備を継続し、感染症発生源・流行源とならないことを徹底する。

【障がい者就労における方針~全体目標:メンバーみんなで施設をきれいにする】

「各自が行う業務をメンバー同士が共に声をかけあい、1つのチームとなって、清掃を完了する」という行動 目標に沿い、仕事内容や清掃方法の充実を図る。また業務内容の調整を適宜行い、1人1人のできること が増えていき、人材が育つ環境(サイクル)を整える。

2 新たに取り組む事務事業

- (1)施設の修繕※①、②は市高齢者支援課による実施予定分(本会で執行し、後に市から修繕負担金あり)
 - ①ふれあい館…自動ドアユニット更新(4か所)、北玄関雨樋設置、温泉給湯メーター取替
 - ②老人憩の家…温泉送水ポンプ2台更新(浴槽系統、シャワー系統)、雨水浸透井戸及び排水桝の清掃
 - ③総合事業通所エリアの整備…床面カーペットの取替、1階LANコンセントの設置(いずれも憩の家)
 - ④Web会議システム(MAXHUB)の導入…デジタル化を通して、会議や多世代交流の機会を促進
- (2)老人憩の家…介護総合事業の活動場所を提供(部屋及び個浴室)する。eスポーツ活動の啓発、推進。
- (3) 障がい者就労…人材が育つ仕組みについて考える、計画する、行動する。

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 老人憩の家は新型コロナ感染症及びレジオネラ症防止対策を行いながら、営業を継続する。
- (2) 施設の経年劣化等による設備の改善、更新について、市高齢者支援課との協議、調整を継続する。 (換気設備の不具合、外壁の補修、ガス集合装置の定期更新、北駐車場の街灯)
- (3) 事業ゴミの仕分け、分別を継続し、資源のリサイクルと可燃ごみ搬出量の削減につなげる(脱炭素化、 CO2の削減)
- (4) 障がい者就労において、メンバーの能力を向上できるように清掃方法の充実を図る。
- (5) 慢性的に発生する浴場設備の不具合、修理による維持管理(源泉湯量及び使用量対する調整と検証)

4 主な実施事業(継続事業)

指定管理者制度に基づく、施設管理(第5期)

- (1) 合志市保健福祉センターふれあい館管理(1年目/5年間)
- (2)合志市老人憩の家管理(1年目/5年間)

5 廃止、縮小する事務事業

担 当 課	班
地域福祉課	地域福祉班

1 課(班)の業務方針

(全体方針)

今年度第3期最終年である合志市地域福祉計画・活動計画の方針に基づき、地域共生社会の実現、及び地域包括ケアシステム構築に向け、社会福祉法改正に伴う重層的支援体制整備事業への移行準備事業(参加支援事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援事業)の実施を通した地域づくりを展開する。各事業の実施にあたり、相談支援が軸となるため職員の相談援助のスキルアップと地域課題解決に向けた資源の発掘・開発を中心に、フィールドワークを強化したい。さらに、地域公益活動推進プラットフォーム(市内法人間のネットワーク化)ができてきた中で、地域課題解決に向け、具体的な公益活動(協働事業)を推進していく。また本会での課の役割を明確化し、他部署との連携の強化を図り、課を超え一体的な事業の創設を行いたい。

また、地域包括支援センターサブセンターの機能向上を図るため、より一層行政との連携、住民目線での支援の強化を図り、地域包括支援センターと地域福祉をつなぐ役割でもある生活支援コーディネーターの活動強化を行っていく。特に第2層(東部・西部)の生活支援コーディネーター同士の連携、役割の共有、協同で当会がもつプラットフォーム機能を生かし、地域課題に対して生活支援、介護予防の基盤、多世代が交わる通いの場の創設を行っていく。

(重点項目)

- (1)重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施に伴う総合相談体制の構築・強化
- (2)地域福祉コーディネーター(CSW)が中心となった地域課題、地域状況、地域資源の把握と共有
- (3)ボランティアセンター機能強化
- (4) 認知症に対する地域住民の理解(共生)と予防の推進
- (5)福祉教育の推進(学校、事業所)
- (6)助成金交付・募金活動の見直し・強化

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定(市と協働)
- (2) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業(参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)
- (3) 楓の森中学校の地域福祉コーディネーター(CSW)の設置
- (4) 高齢者の生きがいと健康つくり推進事業(内容刷新/スマホ講座、農園講座、終活講座)
- (5) ボランティアポイントの仕組みつくり
- (6) 他課との連携による年齢や属性を問わない居場所作り(子ども食堂ネットワーク・障害者親のつどい等)

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施にあたり、市地域包括支援センターや包括化推進員、安心サポート合志等との連携を強化する。課職員の相談援助技術の向上を図り、相談者を孤立させない支援にあたる。
- (2) デジタル化に対応すべく、ITをさらに活用し、コロナ禍でもできる事業展開(ボランティアセンターからの情報発信、タブレットを活用した介護予防教室等)を実現する。また、情報共有システムを構築し、個人情報の取り扱いに注意しつつ、多岐にわたる相談に対し、拠点ごとでのオンライン会議ができるようすすめ、連携の強化と業務の簡素化を行う。
- (3) CSWを中心に担当地区(中学校別)の課題を把握し、生活支援コーディネーターとともに解決に向けて取り組めるよう座談会の開催や各種団体・組織への働きかけを行う。

- (4) 重層的支援体制整備事業の中で参加できる居場所として、介護予防事業の推進や各種ボランティアの養成から組織化する中で、世代を超えて多様な人が参加できる居場所の創設を行う。(新たな中高生の集いの場、空き家を利用した地域の集いの場)また、現在ある居場所の連携を深めるためネットワーク化し、その活動の周知を進めたい。(子供食堂ネットワーク、障がい者親のつどい)
- (5) 福祉教育・体験学習として、高齢者や障害者の疑似体験だけでなく、サービスラーニング(社会活動を通して地域の一員として主体的に社会や人にかかわることを育む学習)やアクティブラーニング(生徒が能動的に学ぶことができるような学習方法)の手法を用いて、幅広い福祉課題(新型コロナウィルスによる差別問題、ハンセン病による人権問題など)をテーマとした課題解決に向けた実践プログラムを学校等へ提案する。さらには学校のみならず、企業へも働きかけていき、地域の担い手づくりを行っていく。
- (6) 助成金交付の見直し、新たな展開を考える。

4 主な実施事業(継続事業)

(自主及び共募配分事業)

- ①安心生活(ぽっかぽか・ふら~っとホーム)サポート事業
- ②災害ボランティアセンター設置事業
- ③地域の絆づくり推進事業
- ④共募配分(老人福祉、障害者福祉活動、児童・青少年福祉活動、ボランティアセンター・活動育成、福祉育成援助活動)等

(委託事業)

- ①地域支えあい推進事業
- ②生活・介護支援サポーター養成事業
- ③介護者等育成事業(家族介護教室)
- ④高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(一部絆事業含む)
- ⑤地域住民グループ支援事業(サロン)
- ⑥認知症予防教室事業(脳活き生き教室)
- ⑦認知症地域支援体制構築等推進事業
- ⑧総合相談事業(法律・心配ごと相談)
- ⑨高齢者介護予防把握事業
- ⑩地域包括支援センターサブセンター
- ①生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)

5 廃止、縮小する事務事業

合志市障がい者親の会解散に伴う助成事業(レインボーシアター含)

担 当 課	班
こども支援センター	こども支援班

1 課(班)の業務方針

子育てと仕事の両立で保育が必要な家庭や、子育ての不安や保護者の病気、子どもの障がい等の悩みを抱える家庭からの様々な相談に寄り添った対応に加え、地域のこども・子育て家庭等の中で潜在化しやすいニーズ(情報弱者、産前・産後のケア等)や、制度の狭間のニーズへの具体的な支援状況や課題を把握するよう努める。また、コロナ感染予防対策を更に徹底しながら、イベントの開催や、子育て支援に取り組み下記のとおり目標を掲げ子どもの健やかな成長と地域の子育て向上力を目指す。

- (1)安全で安心できる保育環境をと整え、安心して集える場、仲間づくりができる場を提供し、子育てニーズの把握に努める。
- (2)家庭との連携をとりながら、個々の発達に応じた支援に努める。
- (3)関係機関や他部署との連携を強化し、虐待の早期発見、潜在化しやすいニーズ、課題へ対応できる支援体制を築く。
- (4)地域の方や高齢者との交流や協力により、子どもの自主性や自己肯定感を育てる。

2 新たに取り組む事務事業

なし

3 改善や強化を行う事務事業

(1) 地域子育て支援センター事業

初めて子育でする母親向けの"親子の絆づくりのプログラム"の推進を図ることで産後うつの改善や、父親の積極的な育児への参加を促すイベント等を実施する。

子育て相談窓口として適確な情報をタイムリーに発信できるよう、更なるLINEの活用に努める。

(2) 児童センター事業

コロナ禍でも対応できるドライブインシアターや、野外活動などの家族参加型事業の実施、地域のニーズに合った遊びの提供の場としてアウトリーチ(出張児童館)に取り組む。

(3) ファミリーサポートセンター事業

会員確保の強化のため、養成講座の回数を増やし、オンライン化も含め工夫しながら実施し、安心して活動ができるように取り組む。

生活保護、ひとり親、親の病気など重複したケース等における関係機関との連携及び地域子育て拠点事業との連携強化を強める。

(4) 病児・病後児保育事業

徹底した感染予防に努め、一人ひとりに寄り添った安心・安全な保育看護に努める。

(5) 放課後児童健全育成事業

運営指針に基づく支援計画強化及び子どもの様子を支援員間で共有し、配慮の必要な子どもや保護者とのより良いコミュニケーションを図るように努める。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 地域子育て支援センター事業、
- (2) 児童センター事業、
- (3) ファミリーサポートセンター事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業)
- (4) 病児・病後児保育事業、
- (5) 放課後児童健全育成事業
- (6) ふらっとホーム太陽事業

5 廃止、縮小する事務事業

長期休暇児童預かり事業(常設学童利用人数増のため、コロナ禍においては更なる預かりできないため)

担 当 課	班
生活相談支援センター	生活支援班

1 課(班)の業務方針

生活困窮や多様で複合的な生活の悩みを抱える方の総合相談窓口として、地域社会において尊厳をもって安心して生活できるよう関係機関と連携し、相談者ひとりひとりの状況に合わせた包括的かつ伴走型の支援を行い、社会からの孤立が懸念される方には、地域資源につなぐなど丁寧な対応を行う。新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮されている方の相談については、引き続き寄り添った支援に努める。

- (1)経済的困窮のみならず複合的な課題(心身・家庭・就労など)を受け止め、ネットワークを活用した支援を行う。
- (2)相談者に合わせた就労支援を障害相談員と連携し、強化する。
- (3)アウトリーチによる対応、自立支援計画(支援プラン)の作成、法に基づく事業(任意事業)や地域福祉課と連携し、インフォーマルサービス(公的サービスや支援以外の支援)等の活用及び提案
- (4) 第二のセーフティネットとしての機能を発揮し、生活保護へ至る前の自立を支援し、生活保護が必要と判断される方については福祉事務所へつなぐ
- (5)生計困難者レスキュー事業の活用及び該当しない方の緊急時食糧支援
- (6)判断能力が低下している方が、安心した生活を送れるよう地域福祉権利擁護事業活用した支援
- (7) 適切な後見人が得られない方に対しての法人後見支援体制及び専門職の指導による適正な後見業務 体制
- (8) 社会参加に向けて、丁寧な支援を必要とする方やその家族に対してのアウトリーチ(訪問等による)支援 強化

2 新たに取り組む事務事業

(1)専門職(社会保険労務士)と連携した相談

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 相談窓口周知活動(情報のアウトリーチ)強化及び複合的な相談に対応する相談員の資質向上
- (2) 地域福祉権利擁護事業における生活支援員の養成及び育成強化
- (3) 法人後見実務に関する研修
- (4) 備蓄食料等の確保のためのネットワーク強化

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 生活困窮者自立支援の機能強化事業
- (3) アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業
- (4) 法人後見事業
- (5) 地域福祉権利擁護事業
- (6) 合志市相談支援事業(障がい相談)

5 廃止、縮小する事務事業

担 当 課	班
(新)介護支援相談センター	サブセンターふれあい館、ケアプランセンター班

1 課の業務方針

新型コロナの影響が著しい。生活に困窮する高齢者や近所との関わりが疎遠状態にある高齢者、地域サロンの自粛をはじめとする外出機会の減少や体力低下が増加するなど、高齢者が自立した日常生活を営むためには、高齢者分野に限らず制度の枠を超えた多角的な支援が欠かせない。

ひとり暮らし、高齢者世帯、子どもとの同居や引きこもりの子を持つ世帯など、高齢者の生活態様は多様である。また、住まわれる地域によっても社会的なつながりや関係性は大きく異なる。ゆえに高齢者の相談窓口は、多様な視点、制度横断的な知識、地域との関係性を育むコーディネーター役として、相談者に寄り添った断らない対応が求められる。

そこで社会福祉協議会の特性を生かし、介護保険制度にとどまらず、障害福祉制度や地域福祉、成年後 見制度等の知識を高め、各サービス事業所や市役所担当課、民生児童委員連絡協議会等との連携を深め ることで、「すべての高齢者が住み慣れた地域で生きがいある自立した日常生活を営むことができるまち」づ くりを目指す本市地域包括ケアシステムの実現に寄与する。

2 新たに取り組む事務事業

高齢者福祉にかかわる相談窓口を統合し課を新設する。

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 地域包括支援センター業務に従事する職種は、主任介護支援専門員、社会福祉士といった専門職のため、地域福祉課、ケアプランセンター、安心サポート合志といった関連部署での経験、連携を強化して人材育成に努める。また、災害時における個別支援の在り方を踏まえた各課横断する取組を強化する。
- (2) 各課で課題をもつ事例検討の場である連携会議を主催し、事例検討以外の情報共有も含め更に充実した内容となるよう視点を広げ連携の強化を図る。
- (3) 課題整理総括表・評価表の活用に向けた取り組み、及びターミナルケアマネジメント加算(終末期の必要な医療や居宅サービスを円滑に利用する為の調整等を行った場合に評価する加算)、緊急時等居宅カンファレンス加算(利用者の状態などが急変した緊急時に、会議を開きサービスを調整するための加算)など算定の為の研鑽を深める。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 合志市地域包括支援センターにかかわる業務
- ① 市地域包括支援センター班への専門職の出向業務(主任介護支援専門員、社会福祉士)
- ② サブセンターふれあい館の業務委託
- (2) 社協ケアプランセンター班
- ① 指定居宅介護支援事業
- ② 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
- ③ 住宅改修、福祉用具購入理由書作成事業
- ④ 介護保険代行申請事業
- ⑤ 福祉用具貸出事業

5 廃止、縮小する事務事業

担 当 課	班
介護サービス課	デイサービスセンター班

1 課(班)の業務方針

本会デイサービスセンターでは、「楽しみながら生き生きと、一人ひとりの心に寄りそうデイセンター」という理念にもとづき、自宅での生活が安心安全に暮らせるよう、デイでの支援のみならずケアマネジャーを通じて他事業所との連携を重視し支援していく。また、地域の福祉サービスの模範となり、地域福祉の向上に資する。

- (1)新型コロナ感染症対策を徹底し、安全・安心のサービス提供に努める。
- (2)医療ニーズが高い方の利用を想定し、各種研修会への参加や社内研修会等の充実を図り、専門分野の知識・技術の向上を目指す。
- (3)個別対応を行う中で一人一人の状態把握に努め、科学的根拠に基づいた介護ができるよう研鑚を充実しアセスメント力の向上を図る。

2 新たに取り組む事務事業

(1)業務のIT化

介護保険総合システムソフトを活用した通所介護計画等の作成やライフの活用など、IT業務が実施できる職員を増やす為の研鑽を進める。

(2)利用者の評価及び加算取得への対応

介護保険制度の目的は自立支援であり、さらなる支援内容の充実と加算算定を目指す。

- ① 科学的介護推進体制加算(継続中)。
- ② 口腔機能向上加算(継続中)。
- ③ ADL(日常生活動作)維持等加算Ⅲ(継続中)、加算Ⅰ・Ⅱの算定(検討中)。
- ④ 入浴介助加算Ⅱ(継続中)。
- ⑤ 第一号通所事業所評価加算(検討中)。

3 改善や強化を行う事務事業

- (1)令和4年度は、通所介護事業及び第1号通所事業の再編に向けての準備を進める。具体的には、老人憩の家へ第1号通所事業を移行し、介護予防センターとしての支援内容充実と利用者増を目指す。併せて、老人憩の家の活性化と有効利用の促進に寄与する。
- (2)引き続き感染予防を徹底しながら、稼働率の向上を図り安定した事業継続を目指す。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1)総合事業(要支援者、基本チェックリスト該当者が利用できるサービス、みどり館にて実施中)
 - ・通所型サービスA
- (2) 通所介護事業(要介護認定者が利用できるサービス、ふれあい館にて実施中)
 - ・通所介護事業(要介護認定者)・第1号通所事業(要支援認定者)・生活介護(障がいがある方の基準 該当サービス)

5 廃止、縮小する事務事業

当会で受託実施している総合事業のうち、通所型サービスC、訪問型サービスCについては、市より事業所統一との方針にて受託終了となる。

担 当 課	班
介護サービス課	ヘルパーステーション班

1 課(班)の業務方針

核家族化や老老介護による家族介護力低下が著しい現状において、訪問介護事業の役割はますます重要になっている。利用者が自分の力だけで生活することが困難になったとしても、できるだけ住み慣れた自宅等で安心・安定した生活を継続できるよう支援していく。

- (1) 新型コロナ感染症対策を徹底し、安心・安全なサービス提供に努める。
- (2) 知識や技術を備えた訪問介護員の人材育成を行い、より質の高いサービスを提供する。
- (3) 本会の他事業や他職種をはじめ、外部の関係機関との連携や情報共有を行い支援の充実を図る。
- (4) 介護保険や居宅介護(障がいサービス)での支援など、様々なケースに柔軟に対応できるサービス 提供責任者、訪問介護員を育成し、一人ひとりに寄り添ったサービスの提供に努める。

2 新たに取り組む事務事業

なし。

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 現在、登録ヘルパーの高齢化が著しい。若い人材の獲得の為にも、当会での介護職員初任者研修会実施の継続や当会での勤務を希望される方へは、他事業所で受講される場合の受講料補助を行う。又、募集広報の充実を図る。
- (2) 昨年度同様、引き続き収益増を図る為、居宅介護支援事業所及び相談支援事業所との連携の充実を図り、様々なニーズへの対応にて安定した事業継続を目指す。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 合志市委託事業:訪問型サービスA事業
- (2) 合志市委託事業:認知症高齢者家族やすらぎ支援事業
- (3) 訪問介護事業:指定第一号訪問事業、指定訪問介護事業
- (4) 合志市委託事業:移動支援事業
- (5) 居宅介護等事業:重度訪問、同行援護

5 廃止、縮小する事務事業

なし。

担 当 課	班
障がい者支援センター「れんがの家」	障がい相談支援班 児童発達支援班

1 課(班)の業務方針

障がい者支援センター「れんがの家」は、障がいのある人やそのご家族が安心して相談し、住み慣れた地域のなかで自分らしく暮らし、さまざまな経験や交流を通して、可能性を広げ、自己決定しながら生活し育ちあうことができ、そのサポートを行う場所である。相談、障がい児・者の通所事業、地域活動支援センターの6つの主管事業が各専門性を生かし連携しながら、地域の中で、こどもから大人まで様々な生活課題や困りごとを抱える方に寄り添い、その人のもつ力(エンパワメント)を促す支援を行う。

「相談支援〕

- (1) 障がいのある方やその家族が、住みなれた地域社会の中で社会の構成員として、自立し生活を営むことができるよう、働くことを含めた就労、日中活動の拡充、発達支援や療育等についての相談に応じる。
- (2) 病院や施設からの地域移行・地域定着の促進に努める。
- (3) 社協の持つ他の相談機関(安心サポート・介護保険・高齢者福祉・地域・子ども等)や社会資源につなぐ 役割など、専門性を発揮し安心して相談できる相談支援機関としてサービスの向上に努める。
- (4) 相談支援専門員は、ソーシャルワークの専門職としてケアマネジメントの手法を活用しながら自立を支援する。また、自己研鑽や研修、スーパービジョン体制を整え、各関係機関との連携を図っていく。

〔地活〕

(1) 障がいのある方、地域の方が気軽に利用できる日中の活動の場、居場所作りや生きがいづくりの機会を提供する。また、地域との交流、本人の意欲向上に努めていく。社会参加への意識、就労意欲が高まるように、必要に応じて相談支援専門員の介入を行っていく。

[児童発達支援]

- (1) 児童福祉法に基づき未就学の障がいのある子どもを対象に発達支援を提供する。
- (2) サービス提供にあたっては、その気づきの段階から適切に、身体的、精神的機能の適正な発達支援を促し日常生活及び社会生活を円滑におくることができるよう進めていく。具体的には、子どもとその保護者のニーズに応じて、「発達支援」「家族支援」「地域支援」を総合的に提供する。
- (3) 一人ひとりの障害種別、障害の特性および発達の状況を把握し、配慮すべき事項を考慮し受け入れていく。特に障害種別における特性や活動レベルの違いについては職員の専門性を生かしつつ受入れ プログラムの整理等を行い、家族や本人が安心して利用し、育ちあうことのできる支援を行う。

2 新たに取り組む事務事業

なし

3 改善や強化を行う事務事業

〔相談支援〕

(1) 相談支援専門員のソーシャルワークスキル向上を目的に現任研修、主任相談支援専門員資格修得を行う。併せて、他部署を含めた相談支援従事者初任者研修の受講を進める。

[児童発達支援]

- (2) ミーティングや研修を通して、療育への意識や専門性を高める。また、家族に対する相談支援、保育園等の訪問や連携などの強化に努める。
- (3) 2歳~就学前の幅広い年齢層において、小集団をさらに年齢及び特性に配慮したクラス編成を行い、年齢を考慮した発達段階に応じた療育の充実を図る。
- (4) 午後枠を年中年長児童対象にした個別活動を実施。就学に向け、自己肯定感を高め、認知面、ソーシャルスキルの向上をねらいとした療育の強化を図る。

- (5) 小集団から個別、個別から小集団への活動を行うことで、こどもの困りごとに寄り添った丁寧な療育を行う。
- (6) 保護者同士の繋がりも目的にした保護者会や親子活動を充実させ、事業所内相談及び面談を実施し 保護者支援を強化していく。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 地域相談(指定地域移行支援•指定地域定着支援)
- (2) 指定障がい者相談支援
- (3) 指定障がい児相談支援
- (4) 地域活動支援センター事業
- (5) 指定児童発達支援

5 廃止、縮小する事務事業

児童発達支援事業〕

- (1) 月曜から土曜の営業日(週6日)を月曜から金曜の営業日(週5日)へ縮小する。また、土曜日の営業については、月2回程度とする。
- (2) 土曜は、隔月1回の保護者会、月1回の親子療育、面談日等に変更し、保護者支援の充実を図る。

担 当 課	班
障がい者支援センター「スペーシアれんが」	放課後等デイサービス班、生活介護班

1 課(班)の業務方針

[放課後等デイサービス事業]

- (1) 児童福祉法や放課後等デイガイドラインに基づき、遊びや文化活動、スポーツや地域社会との交流の機会等を提供し、「生活の主人公」として主体的に生きていくための発達支援を行うことにより、子どもの権利保障と健全育成を図っていく。
- (2) 保護者のねがいに寄り添った子育でに関する相談支援や、保護者の時間を保障するためのレスパイトケア等を通して、子どもに対する相互理解や職員との信頼関係を構築し、「家族の育ち」を支援する。
- (3) 社会的包摂の推進に向けて、放課後児童クラブや児童館などの同世代の子ども、また高齢者や地域住民との交流、学校や相談支援事業所等との他機関連携を通じて、支援の輪を広げていくための「地域のなかで育む療育」を実践する。
- (4) 支援の質を高めるための専門性の向上に取り組み、支援に関する議論や変わりゆく子どもの成長の共有などを通して、福祉実践を土台にした育ちあう職員集団づくりを遂行する。

[日中一時支援事業]

(1)他の福祉サービスで対応が困難な障がい児を対象に、日中における活動の場の確保やその家族の就業支援、ケアの一時的な代行などに対応する。

[生活介護]

- (1) 利用者の個性や生活を知り、抱えている課題や困難を理解し、利用者一人ひとりが、喜び、役割を持ちながら、地域生活を継続でき、取り巻く家族や各種の社会資源、地域社会との関わりの中での個別支援を実施する。また、本人の力を引き出しながら、本人が望む生活の質の向上をめざす。
- (2) 日中活動の充実と介護を要する方については、日常生活上の支援と安心して利用できるレスパイトケアを提供する。

2 新たに取り組む事務事業

〔放課後等デイサービス〕

(1) 障がいのある方のつどいの場所つくり

〔生活介護〕

(1) 生活介護の活動拠点移行に伴う準備

3 改善や強化を行う事務事業

「放課後等デイサービス」

- (1) 個別支援と資質の向上:子どもの意欲や主体性を尊重した支援を展開するために、①アセスメント方法 の検討、②保護者面談や関係機関への訪問の実施、③外部機関の研修受講などを通して、子ども理解 の視点を深めていく。
- (2) 職員集団と職場環境づくり: 放課後等デイガイドライン等に準じた業務マニュアルの策定、職場内ミーティングの再検討などにより、職員が支援の醍醐味や達成感を感じていけるような組織づくりに取り組む。
- (3) 事業運営:より専門的支援の必要な重心児や医療的ケア児、ケアニーズの高い児童を積極的に受け入れ、安定した収益確保を図っていく。また、感染症や災害への対応について、感染症対策の強化や業務継続に向けた取組を行い、継続してサービス提供できるような体制づくりに努めていく。
- (4) 社協内連携:途切れない発達支援(障がい通所支援班)、地域の子どもたちとの交流(子どもセンター 班)、中高生の発達障がい児の支援(地域福祉班)について、他課(班)との検討を進めていく。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1)指定放課後等デイサービス事業(重心児、重心児外)
- (2)日中一時支援事業
- (3)指定生活介護事業

5 廃止、縮小する事務事業

担 当 課	班
このみ坂保育園	このみ坂保育園

1 課(班)の業務方針

保育方針である、豊かな感性をもった思いやりのある素直な子どもたちを育てることを使命として、異年齢 保育ならではの、やさしい福祉の心を育む保育内容の充実を目指していく。

また、支援が必要な子どもに対して、保護者や市、専門機関と連携するとともに、同じ組織内に有する障がい者支援センター「れんがの家」との交流やつながりの強化に努める。

一方、地域の子育て支援としては、親子に寄り添い、気兼ねなく集える場所であるよう努めるとともに、保育園が担う「つどいの広場」の特色を生かした活動内容などさらなる充実を図る。

<主となる目標>

- (1) 感染防止対策を徹底し、安全で安心できる保育環境を整える。
- (2) 保護者が安心して預けることができるような信頼できる保育を目指す。
- (3) 身近にある自然環境を活かし、楽しみながら自然に親しむ活動を展開する。
- (4) 農園活動や地域行事参加など、地域ボランティアとの交流を通し、人と関わる基本的な力を養う。

2 新たに取り組む事務事業

(1) 新型コロナウイルス感染防止に伴う新たな行事の立案

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 新型コロナウイルス感染防止対策
- (2) 危機管理体制の強化(不審者対策、防災設備の確保)
- (3) 異年齢保育の取り組み
- (4) ホームページを活用し、園の活動(子どもたちの様子)の発信
- (5) 保育士の専門性の強化と保育内容の充実 (キャリアアップ研修資格取得による職員の資質向上など)
- (6) 新任保育士への指導体制の確保と支援体制の充実
- (7) 保育士等の確保(保育実習の受け入れ、働く機会の提供など)

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 通常保育事業
- (2) 異年齢保育事業
- (3) 体力増進・給食室との連携による食育推進事業
- (4) 体験活動事業
- (5) 障がい児受け入れ保育事業及び他施設の障がい児との交流事業
- (6) 延長保育事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)

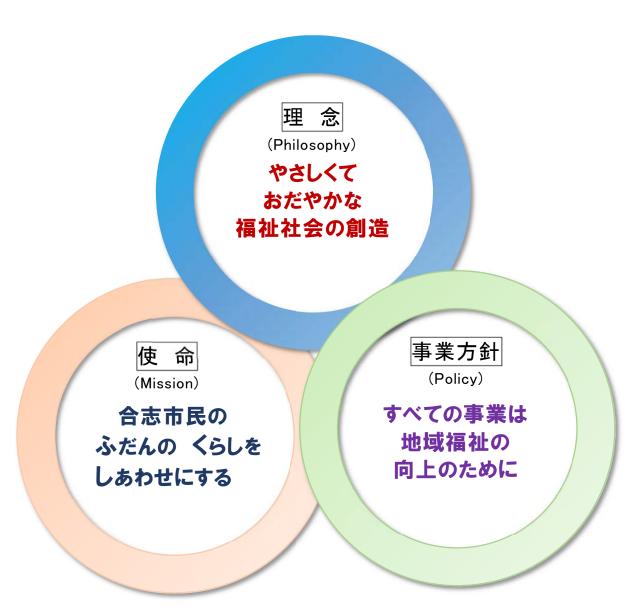
5 廃止、縮小する事務事業



社会福祉法人 合志市社会福祉協議会

本会は、「合志市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発 達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る(定款第1条)」こと を目的とした組織です。住民主体の活動を旨とし、合志市の地域福祉の向上に努めます。

(guiding precepts of a company) 社訓



理念である「やさしくて おだやか」とは 合志市民のだれにとっても安全で 安心して暮らせる地域 づくりを事業を進めるうえでの目標として意思表示をしたものです。

「福祉社会の創造」とは専門職の職員による支援と合志市民や関係者相互の温かみのある支援 活動の総和が、総合的に提供できる地域づくりを目指すことを表しています。

目指す職員像(Staff image)

〔尊厳の尊重と自立支援〕

○ 困っている人に対して、自分の考えや意見を押し付けず、相手の気持ちや思いを尊重 し、自己決定ができるように支援する専門職であること

〔市民主体による福祉コミュニティづくり〕

○ 福祉課題の解決のため、そこで暮らす市民とともに悩み考え、暮らしの向上のための助言や支援ができる専門職であること

〔市民参加と連携・協働〕

○ 合志市民をはじめ、多様な機関や関係者と良好な関係を築き、地域の方から信頼される専門職であること

[地域福祉の基盤づくり]

○ 福祉活動や福祉サービスが、住民や利用者主体となった活動であるかを常に意識し、 開発、改善に取り組む専門職であること

[自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神]

○ 社協職員としての自覚を持ち、自己研鑽に努め、担当業務のみならず、職員同士と部署間の情報共有を図り、チャレンジ精神や先駆性をもって業務を進める専門職であること

〔法令遵守と説明責任〕

○ 関係法令の遵守はもちろん、社会的な規律や規範、職場内のルールに則った行動を 行い、地域福祉の大切や社協の役割について、相手にとって分かりやすい言葉、方法 で伝えることができる専門職であること

[災害時の被災者支援]

○ 被災された方が、できる限り早期にふだんの暮らしを取り戻せるよう、社協の役割を理解し、積極的に知識と技術の習得に努める専門職であること

合志市社会福祉協議会のシンボルマーク(Symbol mark)



合志市社協のオリジナルシンボルマークです。ハートは緑に満ちた「健康都市」合志市を表し、取り巻く球体は社協の活動拠点を意味しています。合志市民を社協の拠点と市民のネットワークで包み込み「一人の不幸も見逃さない」姿を表現しています。